

大学院における社会人等の免許取得等に関する 基礎資料

学部卒業後の免許状の取得方法について

大学院における専修免許状の取得（学部段階での教職科目を併せて履修）

- 現状、大学院に設置されている教職課程を通じて取得できる免許は専修免許状に限られている。
- そのため、大学の学部で教職課程を履修していなかった場合、大学院で開設されている科目に加え、学部の教職課程の科目も併せて履修し、例えば中学校の専修免許状であれば合計83単位を取得する必要がある。また、当然教育実習等も大学院在学中に行う必要がある。
- こうした学習を2年間で両立することは困難であり、教職課程を履修していない者が大学院から免許の取得を目指すうえで高いハードルとなっている（そのため、3年以上のカリキュラムとしている例もあるが、学習が長期間にわたることが学生の負担となる）。

○普通免許状の取得に当たって必要な単位（中学校教諭）

	専修	一種	二種		専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	28	28	12	教育実習	5	5	5
教育の基礎的理解に関する科目	10	10	6	教職実践演習	2	2	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	10	6	大学が独自に設定する科目	28	4	4
					83	59	35

教職特別課程（R7入学者：2名（慶應義塾大学、岡山理科大学））

- 免許状を取得する機会を拡充することを目的として、大学等において教職に関する専門科目を履修しなかった者が、大学等を卒業後、学部における教職に関する専門科目を1年間履修することにより、1種免許状の取得が可能な課程をいう。
- 上述の通り、修業年限が1年であるため、比較的短期間で免許状を取得することができる。
- 一方で、教科に関する専門科目については学部段階で取得していなければならないため、学部段階で一切教職課程の科目を履修していない場合は活用ができないほか、現在はごく限られた大学でしか開設されていない。

教員資格認定試験（R6受験者：899人、合格者：237名）

- 大学等で教職課程を取らなかった者で教育者としてふさわしい資質を身に付け、教職を志すに至った者に対し教職への道を開くことを目的として創設。本試験合格者は、免許管理者である都道府県教育委員会に申請することにより、教諭の普通免許状が授与される。
- 試験のみで免許を取得できるため、社会人など長期の学習が困難な者にとって免許取得が容易となる。
- 一方で、限られた免許種しか取得できないため（幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状、高等学校教諭一種免許状（情報））、すべての需要には対応できない。

※通信制大学（R5免許取得者：2,955名）

教員免許状取得に必要な科目の単位数及び内訳(教育職員免許法)

別表第一(第五条、第五条の二関係)

第一欄 所要資格		第二欄 基礎資格	第三欄	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	75	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	51	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	31	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	37	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	35	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		50
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		26
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		16

二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は大学(短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。)の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする(別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。)

注1: その他の科目として、「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目※」又は「情報機器の操作」を各2単位、計8単位の修得が必要となる。また、小学校及び中学校の免許状取得のためには、介護等体験が必要である。

注2: このほか、養護教諭及び栄養教諭の免許状がある。

別表第三(第六条関係)

第一欄 所要資格		第二欄	第三欄	第四欄
		有することを必要とする第一欄に掲げる教員(当該学校の助教諭を含む。第三欄において同じ。)の免許状の種類	第二欄に定める各免許状を取得した後、第一欄に掲げる教員又は～(中略)～として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数
幼稚園教諭	専修免許状	一種免許状	3	15
	一種免許状	二種免許状	5	45
	二種免許状	臨時免許状	6	45
小学校教諭	専修免許状	一種免許状	3	15
		特別免許状	3	41
	一種免許状	二種免許状	5	45
		特別免許状	3	26
中学校教諭	二種免許状	臨時免許状	6	45
	専修免許状	一種免許状	3	15
		特別免許状	3	25
高等学校教諭	一種免許状	二種免許状	5	45
	二種免許状	臨時免許状	6	45
	専修免許状	一種免許状	3	15
高等学校教諭		特別免許状	3	25
	一種免許状	臨時免許状	5	45

免許法別表第三の規定により専修免許状の授与を受ける場合(特別免許状を有する者で免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合を除く。),「大学が独自に設定する科目」を修得する。

教育職員免許法別表第三に基づく免許状取得について（特に特別免許状関係）

○免許法別表第三

※表記は実際の法令上のものから簡略化している

第一欄 所要資格	幼稚園教諭			小学校教諭						中学校教諭			高等学校教諭		
	専修	一種	二種	専修		一種		二種	専修	一種	二種	専修		一種	
第二欄 有することを必要とする第一欄に掲げる教員（当該学校の助教諭を含む。第三欄において同じ。）の免許状の種類	一種	二種	臨時	一種	特別	二種	特別	臨時	一種	特別	二種	臨時	一種	特別	臨時
第三欄 第二欄に定める各免許状を取得した後、第一欄に掲げる教員等として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	3	5	6	3	3	5	3	6	3	3	5	6	3	3	5
第四欄 第二欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数	15	45	45	15	41	45	26	45	15	25	45	45	15	25	45

※一種・二種免許状の授与を受けようとする場合（小学校教諭の特別免許状→一種免許状を除く。）に、第三欄に定める最低在職年数を超える在職年数があるときは、「5単位×最低在職年数を超える在職年数」によって得られた単位数を遡減する措置が設けられている（最大で7年35単位分まで、10単位分は必修）。

※昭和63年～平成12年の間は、専修免許状の取得に必要な単位数についても遡減措置が存在した。

（「3単位×最低在職年数を超える在職年数」によって得られた単位数を遡減。最大で3年9単位分まで、6単位分は必修。）

○免許法施行規則第11条の2

第11条の2 特別免許状を有する者で免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄 受けようとする免許状の種類	小学校教諭		中学校教諭	高等学校教諭
	専修免許状	一種免許状	専修免許状	専修免許状
第二欄 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等※1	26	26	10	10
大学が独自に設定する科目	15		15	15

※1 修得方法は以下の通り（同条備考2・3号）

教育の基礎的理解に関する科目	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4
国語等の教科の指導法に関する科目のうち専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするものが有している特別免許状の教科以外の教科の指導法に関する科目	それぞれ2 (合計16単位、小学校教諭のみ)

教職大学院(専門職学位課程)制度の概要

1. 教職大学院の目的及び機能

平成19年度に、高度専門職業人養成としての教員養成に特化した専門職大学院として制度化。(平成20年度から開設)

- ① 学部段階での資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成。
- ② 現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導倫理と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーの養成。

2. 教職大学院の特性(既存の修士課程との違い)

	教職大学院	教員養成系修士課程
修了要件	45単位以上 (うち10単位以上は学校等での実習)	30単位以上 修士論文の作成(研究指導)
教員	4割以上は教職経験者等の実務家教員	大半が研究者
授業方法	①事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論・質疑応答 ②学校実習及び共通科目を必修とした体系的な教育課程	研究指導が中心
学位	教職修士(専門職)	修士(教育学)

3. 現状

- ① 設置大学数【令和7年度】 : 54大学(国立大学47校、私立大学7校)
- ② 教員就職率(※)【令和6年3月修了者】: 87.8%
(参考)国立教員養成大学・学部の学部新卒者の教員就職率:69.0%(令和6年3月卒業者)
(※)現職教員学生を除く教職大学院修了者のうち教員に就職した者(臨時的任用を含む)の割合を指す。
- ③ 入学定員充足率【令和7年度】 : 85.3% (前年度より0.3%減)
- ④ 志願者数【令和7年度】 : 2,670人 (前年度より22人増)
- ⑤ 入学者数【令和7年度】 : 2,169人 (前年度より9人増)
(現職教員:844人(40%)学部新卒学生等:1,325人(60%))

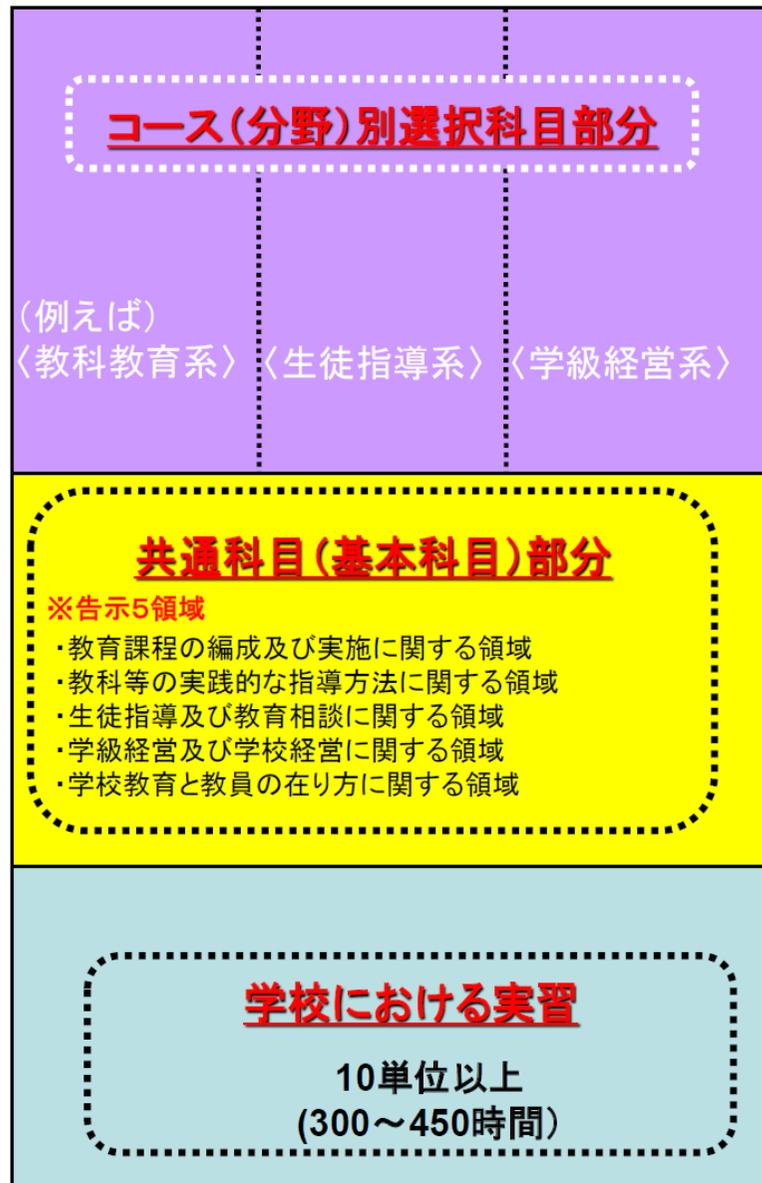
4. 最近の振興策

出典:文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ

①令和5年6月に、専門職大学院設置基準を改正し、学部と連携した5年一貫コース等の設置を可能にするとともに、②令和6年5月に、教職大学院を修了し教師となった者を中心に大学院在籍時に貸与を受けた奨学金の返還を免除する制度を創設。これらにより、①時間的制約の緩和の支援、②経済的な支援、を可能とし、「教職の高度化」(質の向上)と「教師志願者の拡大」(質的確保)を実現。

教職大学院の教育課程について

教職大学院の全体構造



○ **教職大学院の課程の修了要件は、45単位以上（実習10単位以上を含む）。**

○ **共通科目の部分の単位数については、おおむね20単位。**

* 教科領域を教職大学院に導入する場合には、5領域全てを学ぶことを条件に、16～18単位とする弾力的な運用も可能。管理職を目指す現職教員を主な対象とする学校経営に特化したコースについては、必要に応じて総単位数を12単位程度に減少させることも可能。

○ **実習**については、現職教員について全部又は一部免除することができる。現行の教職大学院では、**6大学で全部免除、27大学で一部免除を認めている**。 ※出典：令和5年度教職大学院実態調査

* 各教職大学院によって、例えば、修了要件は45～49単位、学校における実習は10～12単位、共通科目は18～24単位とするなど、それぞれ工夫している。

○ 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、**入学前の既修得単位の認定が可能**。

* 他の大学院において修得した単位については、実習単位に係る免除分や単位互換分も含め、修了要件の2分の1を超えない範囲まで。

教職特別課程について

【制度概要】

教職に関する科目又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程。

【背景】

「教員の資質能力の向上方策等について」（昭和62年12月教育職員養成審議会答申）において、「大学において教職課程をとらなかった者が教員免許状を取得する機会を拡充するため、大学に「教職特別課程」を設置することができるようにする必要がある」と提言。この提言を受け、昭和63年に教育職員免許法を改正。

【要件】

1. 免許状の種類

○中学校教諭及び高等学校教諭

：専修免許状及び一種免許状授与の所要資格を得させるための課程であることが必要

○特別支援学校教諭

：一種免許状授与の所要資格を得させるための課程であることが必要（以下、「特別支援教育特別課程」という。）

2. 開設できる者

中学校又は高等学校の教諭の一種免許状に係る認定課程を有する大学、特別支援教育特別課程にあっては特別支援学校教諭一種免許状に係る認定課程を有する大学

※ 教職特別課程は、幼稚園教諭、小学校教諭の免許状授与の所要資格を得させるための課程としては認められていない。

- ・ 幼稚園教諭、小学校教諭の免許状授与の所要資格を得させるための課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定できないとされている。（教職課程認定基準）
- ・ 幼稚園教諭、小学校教諭の「教科に関する科目」は全教科に及ぶため、大学において教職課程をとらなかった学生が修得した単位が「教科に関する科目」として認定される可能性が極めて低い。
- ・ 幼稚園教諭、小学校教諭における教職に関する科目は、要修得単位数が多いため、1年で修得することが困難。

【現在開設されている課程】

令和7年4月現在 教職特別課程を置く大学

- ・中学校及び高等学校教諭免許 慶應義塾大学、岡山理科大学
- ・特別支援学校教諭免許 琉球大学

諸外国における社会人等が教員資格を得る仕組み・状況

- 諸外国には、社会人等(教員養成課程を履修していない学士号取得者や転職者等)を対象とした短期間(1~2年間)の教員養成プログラムが存在し、履修すれば教員資格が得られる制度となっている。
- 履修者の質の保証のため、国が策定する標準をプログラムが満たすことを求める等の仕組みとなっている。

イギリス(イングランド)

○教員養成制度の概要

- ・公立・公営(アカデミー・フリースクールは除く)学校の教師は、教員登録機構が付与する「正規教員資格」(QTS)の取得が必要。
- ・大学での教職課程履修(通常3~4年、Bachelor of Educationなど)によるQTS取得のほか、主に以下の方法でQTSを取得。

○社会人の主な参画ルート・仕組み

▶大学院におけるPGCEコース

概要: 大学卒業後にPGCE(postgraduate certificate in education)コースで正規教員資格を取得。学位に直接は紐づかない資格取得プログラムだが、PGCEの単位は、大学院(修士課程)に進んだ場合の単位に転換可能。

提供機関: 大学・大学院

対象者: 学士号取得者(※教育学士号等を問わず)であるとともに、中等教育一般資格(GCSE)取得試験の特定科目で一定の成績を収めることが必要

期間: 1~2年間

内容等: 実践的な教職内容に係る講義・少人数セミナー、教育実習(24週(120日)以上)等

▶学校主導のコース(SCITT、School Direct等)

概要: 学校等が主導する実践中心のプログラム。学校での実習を中心にしながら、大学等で座学も学び正規教員資格を取得。

提供機関: 教育省に認定された教育機関(学校、民間機関、大学・大学院等)

対象者: 学士号取得者(※教育学士号等を問わず)であるとともに、中等教育一般資格(GCSE)取得試験の特定科目で一定の成績を収めることが必要

期間: 1~2年間

内容等: 授業等の学校実習、実践的な教職課程等

※取得資格: QTS(上記共通)、PGCE

※質保証: 国の教員養成に係る基準に基づくプログラムの認可が必要(上記共通)

○養成プログラムに占める登録者の割合

・学部卒段階の受講者のおよそ半数が学校主導コースに登録。高等教育機関提供ルート(PGCEコース含む)は51%。(2024年)

オーストラリア

○教員養成制度の概要

- ・「教員のための専門職スタンダード(APST)」がオーストラリア教職機構(AITSL)によって定められている(運用は各州政府の権限(AITSLに管理・監督権限はない))。
- ・教員になるためには、大学(4年)又は大学院(2年)での教職課程の履修が必要。



○社会人の主な参画ルート・仕組み

▶大学院における教員養成プログラム

概要: 学士号取得者を対象とする教職課程。大学院レベルの課程であり、学位(修士)を取得。

提供機関: 大学院

対象者: 学士号取得者(※教育学以外)

期間: 2年間

資格: 修了者は教員の暫定登録が可能

内容等: 教職専門科目及び教育実習(大学院課程では60日以上)から構成

※初等教員: 国語・算数・理科の履修が必要

※中等教員: 教える分野について、学部時代での専攻が必要

質保証: APSTに基づくプログラムの認可が必要(各州の教員登録機関がAITSLとともに実施)(※初回以外にも一定年限ごとにプログラムの認可が必要)

○その他社会人の参入促進策等

- ・教員養成プログラム在籍者への奨学金(20,000豪ドル)。(クイーンズランド州)
- ・「臨時的教授認可(PTT)」プログラムにおいて、適切な登録教師が確保困難な場合、教育実習希望者にPTTを付与。学業と教員勤務のバランスが配慮され、実習校と雇用校が同一の場合等にも、教育実習生を学校が雇用することが可能。(クイーンズランド州のPTTプログラム承認者数は1,294名(2024年))

諸外国における大学院レベルの教員養成との比較(イギリス・オーストラリア)

	日本	英国	豪州
カリキュラム（大学院レベル）に関する調査結果の総括			
期間	・3年（院修了年限2年+1年）	・1年	・2年
単位	・83単位（うち、学部59単位）	・60単位（実習含まず）	・192単位
学習内容	<ul style="list-style-type: none"> 学部開設教職科目の教科知識、教授法、教職に関する科目を広く学ぶ + 大学院開設科目も履修。 教育実習（教育実践演習を含む）は7単位の修得が必要であり、カリキュラム全体の1割程度。 	<ul style="list-style-type: none"> 講義については教授法が中心であり、学部と異なり教科知識を学ぶものはない。 学校実習がカリキュラム全体の7割程度の日数を占めており、講義は少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 講義については教授法と教育に関する一般的な学習が中心である。学部と異なり、教科知識を学ぶものはない。 学校実習は36単位の修得が必要であり、カリキュラム全体の2割程度である。
教員資格の付与に関する調査結果の総括			
取得方法	<ul style="list-style-type: none"> 学士などの学位に加え、教職課程科目を履修することで、教員免許状を取得できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 養成課程を修了することで、正規教員資格（QTS）を取得できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 養成課程を修了し、教育関連の学位を取得した上で、各州の教員登録機関に申請することで教員として勤務可能。 中等教育の教員の場合は、2つの科目が指導可能となるようなカリキュラム設計。
資格取扱	<ul style="list-style-type: none"> 学位に応じ、専修/一種/二種 校種/教科に応じた教員免許状 	<ul style="list-style-type: none"> QTSは、学位の種類、校種/教科に応じた区分はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 各州の教員登録機関に登録の際、指導可能な校種/教科を申請する。
学位との関係	<ul style="list-style-type: none"> 専修免許状の取得には、修士の学位が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 大学院レベルの養成課程を修了しても、修士号の取得にはつながらない。 	<ul style="list-style-type: none"> 大学院レベルの養成課程であれば、修了とともに修士号を取得する。（修士号を取得しなければ、教員として勤務できない）
その他の観点に関する調査結果の総括			
雇用型の課程	<ul style="list-style-type: none"> 雇用型の課程はなく、教員免許状を取得した後に教員として勤務する。 	<ul style="list-style-type: none"> SDS、PGTA、HPITTなど、教員として勤務しながら履修できる養成課程が設置。 養成課程で学びながら、給与の支給を受けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> インターンシップなどを組み込んだ雇用型の養成課程が設置されている。 養成課程で学びながら、給与の支給を受けることができる。
履修者の属性	<ul style="list-style-type: none"> 公立の小、中、高校、特別支援学校の採用者全体に占める民間企業等経験者の割合は4.5%。 このことから、養成課程の履修者における就業経験を有する者の割合も大きくないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 大学院レベルの課程の入学者のうち、30歳以上で入学する者は全体の27%。 ある程度就業経験を経て養成課程で履修する者も、一定程度確認できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 養成課程入学者のうち、31歳以上が学部レベルで約2割（約3,600人）、大学院レベルで約4割（約2,800人）。 大学院レベルだけではなく学部レベルにおいても、一定の就業経験を有する者が教員への転身を目指し、履修している。

- 英国・豪州の修了までの期間は日本より短い**
 - ✓ 英国・豪州は1~2年で課程を修了することができ、課程修了までの期間は日本より短い。
 - ✓ 英国・豪州ともに教科知識を学ぶ科目を設けておらず、日本より学習する内容が限定されている。修了期間が短いため、学習する内容に濃淡をつけているものと考えられる。
 - 英国・豪州ともに教授法が中心**
 - ✓ 英国・豪州ともに教科知識を学ぶ科目は少なく、教授法を学ぶ科目が中心となっている。
 - ✓ 2か国ともに、入学資格要件として、指導を希望する分野に関連する学位を要求している。そのため、受講者に一定の教科知識があることを前提にカリキュラムを設計している。
 - 英国・豪州ともに学校実習の割合は日本より高い**
 - ✓ 英国・豪州ともに学校実習の割合が日本より高い。
 - ✓ そのため、他の職業に就きながら養成課程を修めることは難しいと考えられ、受講者は養成課程の学びに専念している可能性がある。
-
- 英国・豪州は学位の種類による免許の区分がない**
 - ✓ 英国・豪州は、資格保有者の学位の種類に応じた教員資格の区分がない。
 - 英国は校種/教科に応じた区分もない**
 - ✓ 英国では、校種/教科に応じた資格区分がない。教員養成課程で専門とした校種/教科で指導することが一般的だが、学校の判断で専門外の教科を指導することもある。
 - ✓ 英国では、QTSは保有者が公立学校での指導に必要な専門性を証明するための資格として設計されているが、特定教科の専門性を評価することは意図されていない。
-
- 英国・豪州ともに雇用型の課程を設置**
 - ✓ 英国・豪州ともに教員として勤務しながら履修する雇用型の課程を設けており、履修者は給与の支給も受けられる。
 - ✓ 雇用型の課程では、一定の就業経験を有する者も履修。
 - 養成課程における社会人履修者の割合が大きい**
 - ✓ 英国・豪州ともに、養成課程で学ぶ30歳以上の者の割合は比較的大きく、他業種から教員への転身を目指す者は、日本よりも多いものと考えられる。
 - ✓ 豪州では、大学院レベルだけでなく、学部レベルで転身を目指す者も多い。

※令和7年度教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業（時代の変化を踏まえた教職課程や免許制度の在り方等についての調査研究）「英国・豪州に関する調査結果報告書」を基に作成

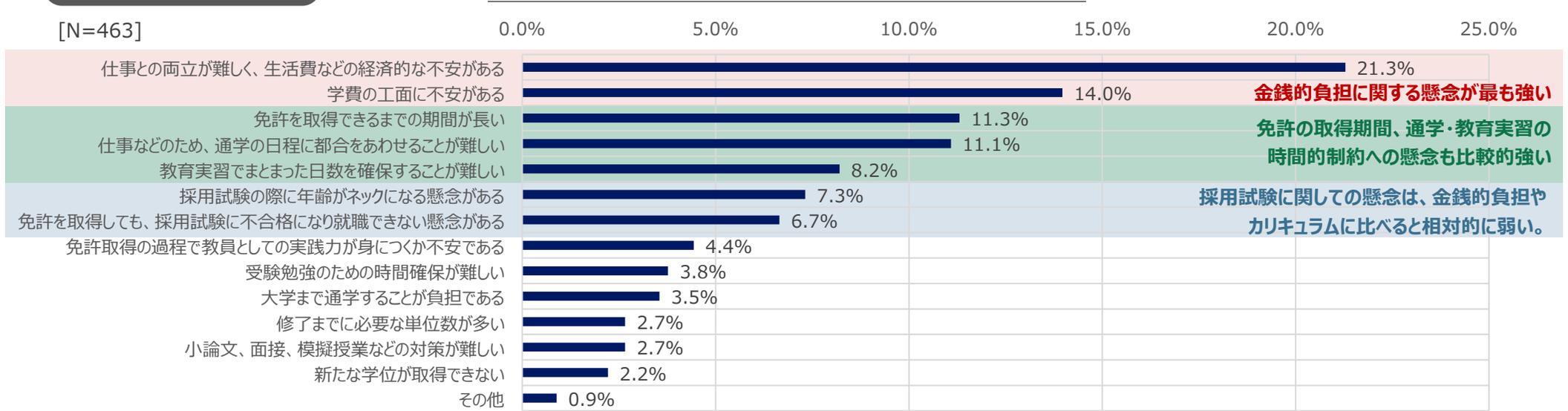
教員への転職希望者に対する調査概要①

- 転職希望者2,600人にアンケートを実施。うち条件が整えば教員として働いてみたいと回答した463名に対し、教員への転職にあたって最大の懸念事項および要望事項を確認した。
- 金銭面や時間的な制約の観点での懸念が多く、経済的な支援や期間の短縮、仕事と両立しやすい柔軟なカリキュラムなどが望まれている。

教職への関心がある者※1

[N=463]

最も懸念に思う事項

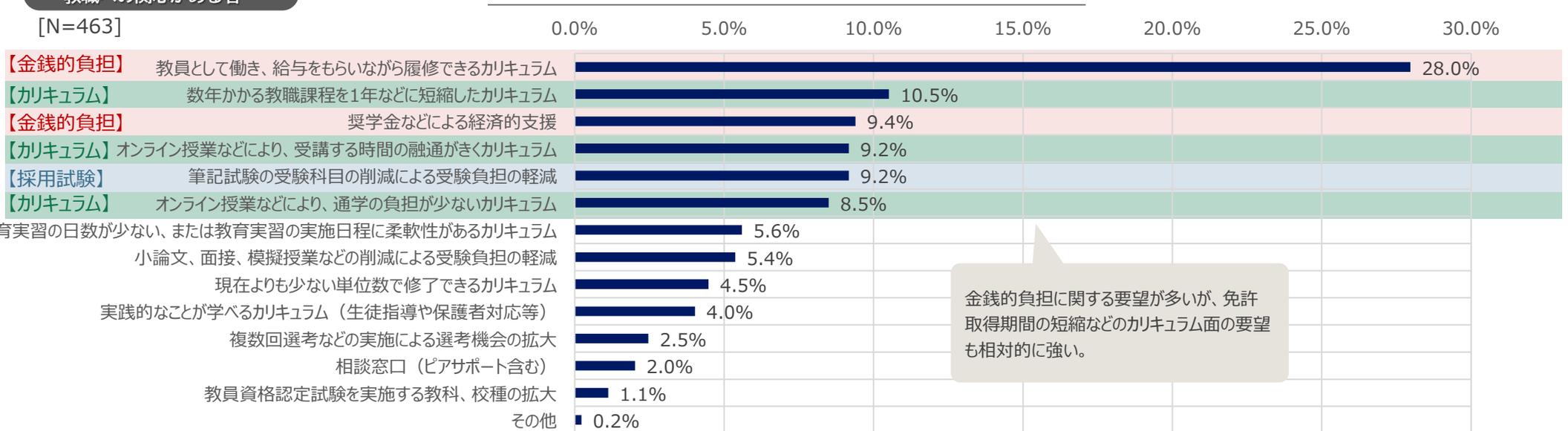


※1 「条件が整えば教員として働きたいか」という意向を確認する質問に対し、「はい」と答えた者を指す。

教職への関心がある者※1

[N=463]

最も要望する事項



金銭的負担に関する要望が多いが、免許取得期間の短縮などのカリキュラム面の要望も相対的に強い。

※1 「条件が整えば教員として働きたいか」という意向を確認する質問に対し、「はい」と答えた者を指す。

特別免許状について

◆ 制度の目的・概要

教員免許状を持たないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与権者（都道府県教育委員会）の行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与する「教諭」の免許状。（昭和63年に創設）

◆ 担当する教科等

- ・ 小学校、中学校、高等学校における全教科（平成10年に対象教科を拡大）
- ・ 特別支援学校における自立教科等（理療、理容、自立活動など）
- ・ 授与を受けた都道府県においてのみ有効

◆ 授与手続・授与要件

《授与手続》

- ・ 任用しようとする者（都道府県・指定都市教育委員会、学校法人等）の推薦
- ・ 都道府県教育委員会が行う教育職員検定（人物・学力・実務・身体）の合格（可否決定に際し、学校教育に関する学識経験者等へ意見聴取）

《授与要件》

- ・ 担当する教科の専門的な知識経験又は技能
 - ・ 社会的信望・熱意と識見
- ※平成14年に学士要件を撤廃

◆ 授与件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	12	13	16	22	31	66	109
中学校	42	58	61	60	83	104	137
高等学校	105	125	138	142	204	313	347
特別支援学校	10	12	12	11	16	17	18
合計	169	208	227	235	334	500	611

◆ 事例（令和5年度）

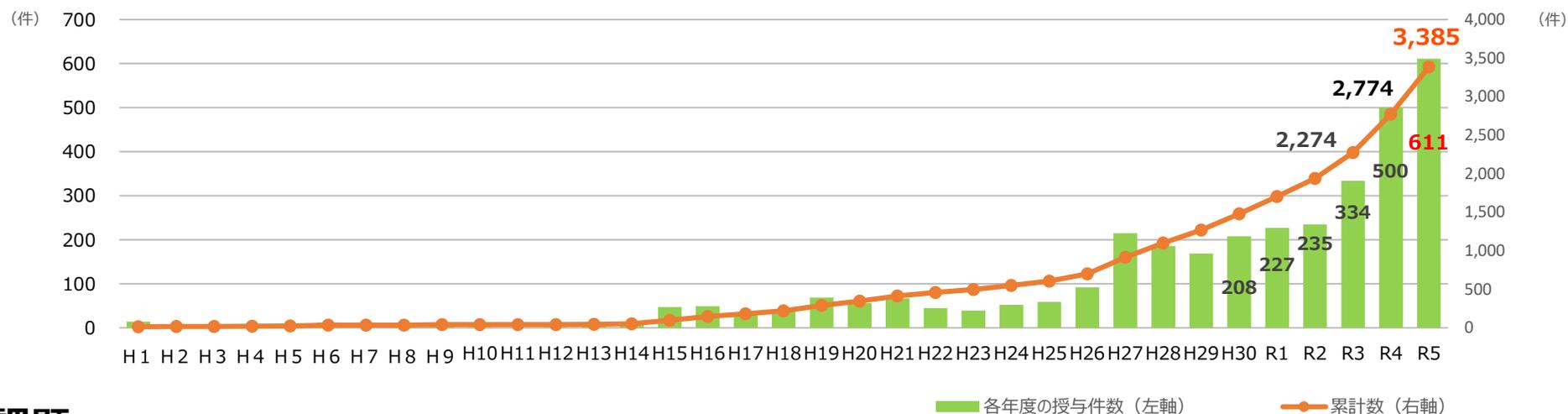
教科	件数	授与者の主な職歴等	教科	件数	授与者の主な職歴等
外国語（英語）	246件	ALT、英会話講師、通訳	理科	26件	工学博士、理学博士、大学技術職員
情報	101件	エンジニア（システム・ソフトウェア）、大学教員、専門学校講師	社会・地理歴史・公民	25件	特別非常勤講師
看護	45件	看護師、助産師	技術	18件	エンジニア、機器等開発者、ハウスメーカー研究開発員
工業・工業実習	27件	電気工事士、土木設計技術者、実習助手、一級建築士、工学修士	家庭	18件	調理師、専門学校講師

特別免許状に関する運用の見直しについて

1. 現状

- 社会に開かれた教育課程を実現するとともに、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成するに当たっては、教師一人一人の専門性を高めることに加え、**多様な専門性や背景を持つ人材を学校組織の中に積極的に取り込んでいくことが必要**である。「優れた知識経験等を有する社会人を学校現場に迎え入れる」ことを趣旨とする**特別免許状による教師としての入職は、そのための一つの方策であり、積極的な活用が望まれる**。
- 文部科学省においては、平成26年に「**特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針**」を策定するとともに、令和3年に更なる柔軟な授与が可能となるよう**指針の改訂**を行うなど、都道府県教育委員会に対して、特別免許状の積極的な授与を促進しているところであり、**授与件数も増加傾向**にある。

(参考) 特別免許状の授与件数



2. 課題

- 特別免許状の授与は進みつつあるものの、授与の検討に当たり、特別免許状の**制度趣旨が十分に理解・浸透していないと考えられるケース**や、**都道府県によっては消極的な運用となっている**などの課題が散見されるところ。
- 「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」（令和4年12月19日中央教育審議会）においても、**こうした運用上の課題等を踏まえた「特別免許状に関する運用の見直し」が提言されている**ところであり、更なる特別免許状の活用促進に向けて、**「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の改訂**を行った。

特別免許状の授与及び活用等に関する指針（概要）

平成26年6月19日策定
令和6年5月8日最終改訂

- 特別免許状とは、**教員免許状を持たないものの、優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れる**ことにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、**都道府県教育委員会が授与する**免許状。授与に係る**審査基準は、都道府県教育委員会毎に定められている**。
- 特別免許状の円滑な授与に向けて、**平成26年に授与に係る指針を策定、令和3年5月に改訂**。さらに、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」（令和4年12月9日中央教育審議会）を踏まえ、**特別免許状のより円滑な活用に向けて、令和6年5月8日に指針を改訂**。

【主な基準】（1、2及び3を満たすこと）

R6改訂のポイント①

授与候補者の**教科に関する専門的知識経験・技能の考え方（※）について明確化**
※**教科の内容を完全に包含してはなくても、自身の専門分野を中核として、当該教科に関する知識がある場合には授与が可能**（例：化学の博士号取得者に理科の特別免許状を授与等）

1. 教員としての資質の確認（（1）と（2）を満たすこと）

（1）教科に関する専門的知識経験又は技能（①又は②の**いずれか**に該当すること）。

R6改訂のポイント② 制度趣旨を踏まえ、**授与の前段階で指導方法・技術等に関し、普通免許状との同等性を過度に重視することのないよう明記**。

① 学校（学校教育法第1条に規定する学校）又は在外教育施設等において
教科に関する授業に携わった経験
【最低1学期以上】
（※特別非常勤講師としての勤務も含む）

又は

② **教科に関する専門分野に関する勤務経験等**
（企業、外国にある教育施設等におけるもの）【概ね3年以上】
（例）・企業やNPO等における英語等による勤務経験
・教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験
・外国にある教育施設における勤務経験
・大学における助教、助手、講師経験 等

※ **優れた知識経験等を有することが確認できる場合は、①、②の確認基準によらない特別免許状の授与が可能**

例）オリンピック等国際大会の出場者 → 体育等 国際的なコンクールや展覧会 → 音楽、美術等 博士号取得者 → 専攻分野に相当する教科

（2）社会的信望、教員の職務を行うのに必要な**熱意と識見**（推薦状や志願理由書により確認。学習指導員やフリースクールでの勤務経験も加味。）

2. 学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による推薦状において、授与候補者の配置により**学校教育が効果的に実施されることを確認**する。

3. 第三者の評価を通じた資質の確認

学識経験者により、授与候補者の教員としての資質を確認する。（※任命者及び雇用者が勤務状況を把握している場合は、面接によらない確認も可能。）

【その他】

R6改訂のポイント⑤ **特別免許状を活用した採用選考の実施の促進、授与基準や手続等の透明化等について記載**

- （1）各都道府県教育委員会においては、**特別免許状の授与を前提とした採用選考の積極的な実施**を検討するとともに、受付時期や手続の利便性の向上、審査基準の明確化を含む**申請手続を透明化し、任命権者のみならず一般向けに対しても広く周知を行うこと**。
- （2）教育委員会や勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で、**特別免許状所有者の実情に応じた研修計画を立案、実施すること**。

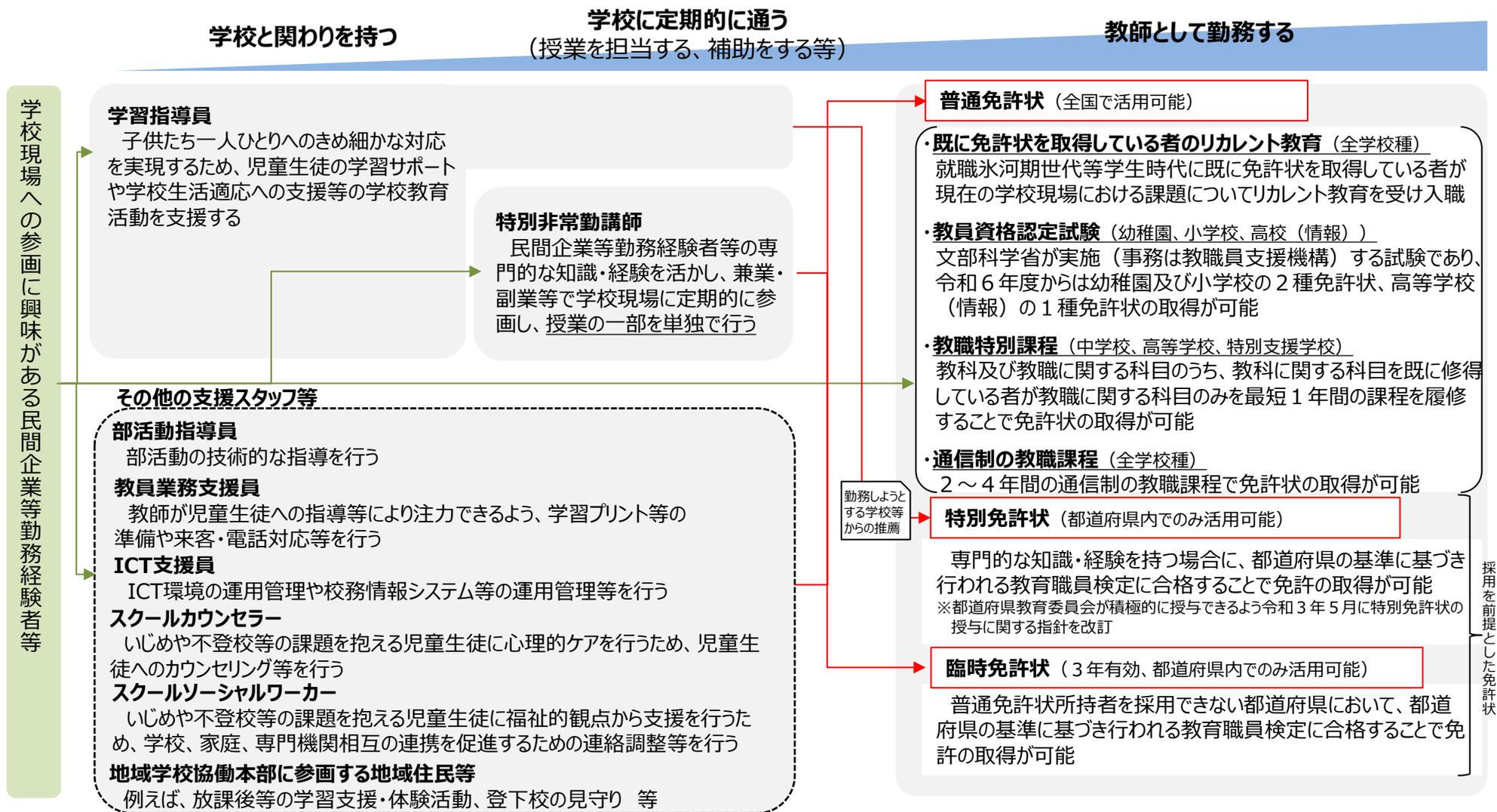
R6改訂のポイント③ 特別免許状授与者が、**一定の勤務経験と講習履修歴がある場合、他校種の特別免許状の授与を認めることも考えられることを明記**。

R6改訂のポイント④ 特別免許状授与者について、**任期付きや非常勤として任用することも可能であることを明確化**。

參考資料

社会人等の多様な人材の活用について

- ✓ 学校現場においては、学校との関わりの度合い（頻度や業務内容等）に応じて、様々な外部人材が参画しているところ。
- ✓ 民間企業等勤務経験者の専門的な知識・経験を活かし、開かれた教育課程を実現するため、兼業・副業等で参画する特別非常勤講師制度や、転職し教師として勤務するため、免許を既に保有している者へのリカレント教育や、新たに普通免許状を取得するための、教員資格認定試験（幼稚園、小学校）、1年間の教職特別課程（中学校、高等学校、特別支援学校）、2～4年の通信制の教職課程、臨時免許状及び特別免許状の授与等、多様なルートが確保されている。



臨時免許状について

◆ 制度の目的・概要

臨時免許状は、法令上、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、受検者の人物、学力、実務及び身体について教育職員検定を行うことにより授与されるもの。具体的には、法令を踏まえ都道府県教育委員会が個別に定める基準に基づき授与されている。
臨時免許状の効力は、授与された都道府県内においてのみ有効であり、有効期間は3年間（更新無し）となっている。

◆ 臨時免許状の授与基準の策定状況

授与基準を定めているのは、平成27年度時点で、47都道府県中32都道府県

<授与基準例>

宮城県：原則として、他校種又は他教科の普通免許状を有すること又は普通免許状の授与を受ける見込みがあること

◆ 授与件数

【総授与件数】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
8,578	8,405	8,501	8,963	9,108	9,051	9,720	10,629	9,809

【令和5年度 教科別授与件数（中学校）】

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	家庭	外国語	宗教	その他	計
195	160	222	216	53	157	117	16	322	270	266	13	0	2,007

【令和5年度 教科別授与件数（高等学校）】

国語	地理歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	保健体育	保健	看護
95	98	123	104	90	74	84	15	62	63	15	271

家庭	情報	農業	工業	商業	水産	福祉	外国語	宗教	その他	計
234	164	96	162	67	32	111	345	22	37	2,364

※ 令和5年度における臨時免許状の授与件数は、上記で示した中学校及び高等学校における臨時免許状の教科別授与件数の合計値のほか、幼稚園（171件）、小学校（4,531件）、特別支援学校（597件）、養護教諭（134件）及び特別支援学校の自立教科等（5件）の合計値が含まれている。

◆ 事例

- ・ 高等学校教諭臨時免許状（工業）を、近接領域の免許状（美術・工芸・農業）を持つ教員に授与
- ・ 専ら外国語で授業を実施する学校において、外国人を講師として採用するために授与

特別非常勤講師制度について

◆ 制度の目的・概要

地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、教員免許を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部担任させることができる（昭和63年に創設）。

◆ 担当する教科等

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における全教科、外国語活動、道徳、総合的な学習（探究）の時間の領域の一部及び小学校のクラブ活動（平成10年に対象教科を拡大）

◆ 手続・要件

任命・雇用しようとする者から授与権者（都道府県教育委員会）への届出が必要（平成10年に許可制から届出制に変更）。

※ 届出手続きに関して、市区町村教育委員会や学校法人等の負担軽減を図るために、平成30年に「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出について」を発出

◆ 届出件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	4,472	4,235	3,930	3,668	3,710	3,621	3,410
中学校	2,384	2,505	2,348	2,348	2,299	2,378	2,445
高等学校	11,916	12,324	11,654	11,811	11,990	11,900	11,680
特別支援学校	1,604	1,772	1,442	1,430	1,432	1,616	1,690
合計	20,376	20,836	19,374	19,257	19,431	19,515	19,225

◆ 事例（令和5年度）

医学・看護・保健 （医師、看護師等）	3,068	外国語（外国語会話を含む） （英会話講師、通訳、ネイティブスピーカー等）		3,734	家庭科教育 （調理師、栄養士等）	1,721	
芸術 （彫刻家、音楽家等）	1,794	福祉・ボランティア （介護福祉士、手話講師等）	1,007	伝統芸能 （和楽器講師等）	642	競技スポーツ （元プロサッカー選手等）	469
情報 （システムアドミニストレータ等）	506	茶道・華道 （茶道家、華道家等）	463	書道・書写 （書道家・書道教室講師等）	560	製造現場体験 （建築家、大工等）	217
異文化理解 （通訳、ネイティブスピーカー等）	444	野外体験活動（農家、造園業等）	216	伝統工芸 （陶芸家等）	209	地域文化理解 （旅館経営者、文化保護審査委員等）	346
環境教育 （農家、昆虫学者等）	153	朗読 （フリーアナウンサー、演出家等）	59	理容・美容 （美容師、ネイリスト等）	129	その他 （ビジネスマナー講師、デザイナー等）	1,523

教員資格認定試験の概要

制度の趣旨

大学等で教職課程を取らなかった者で教育者としてふさわしい資質を身に付け、教職を志すに至った者に対し教職への道を開くことを目的として創設。本試験合格者は、免許管理者である都道府県教育委員会に申請することにより、教諭の普通免許状が授与される。

根拠法令

「教育職員免許法(昭和24年法律第147号)」

第16条 普通免許状は、第5条第1項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行なう試験(以下「教員資格認定試験」という。)に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

2 文部科学大臣は、教員資格認定試験(文部科学大臣が行うものに限る。)の実施に関する事務を機構に行わせるものとする。

3 教員資格認定試験の受験資格、実施の方法その他試験に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

制度の経緯

昭和39年度 高等学校教員資格試験を創設

昭和48年度 教員資格認定試験を創設(実施種目は小学校、特殊教育、高等学校。高等学校教員資格試験は廃止)

平成16年度 高等学校教員資格認定試験を休止

平成17年度 幼稚園教員資格認定試験を開設

平成30年度 試験の実施に関する事務を(独)教職員支援機構に移管

令和2年度 小学校教員資格認定試験の見直し

令和6年度 特別支援学校教員資格認定試験を休止 高等学校教員資格認定試験(情報)を再開

現行の実施種目

(1) 幼稚園教員資格認定試験(幼稚園教諭二種免許状) (2) 小学校教員資格認定試験(小学校教諭二種免許状)

(3) 高等学校教員資格認定試験(高等学校教諭一種免許状(情報))令和6年度から再開

受験者数等

学校種	幼稚園				小学校				特別支援学校			
	出願者	受験者	合格者	合格率	出願者	受験者	合格者	合格率	出願者	受験者	合格者	合格率
令和3年度	30	17	7	41.2%	1,242	799	173	21.7%	189	132	7	5.3%
令和4年度	27	24	10	41.7%	1,017	782	135	17.3%	26※	21	1	4.8%
令和5年度	37	36	9	25.0%	1,051	869	191	22.0%	7※	7	4	57.1%

※令和4・5年度については、試験科目等の一部免除者を対象とした試験のみの実施

各自治体における社会人の教師への入職促進策について

- **社会人への特別選考は68自治体中59自治体（令和4年度実施）が実施**しており、社会人からの教師への入職を促している。
- 以下のように**免許取得まで猶予期間を設けた、社会人等を対象にした特別の選考を実施したり、社会人から入職する者に対する研修を実施している例**もある。

東京都における転職者向け施策

○社会人特例選考

25歳以上で、教職以外の民間企業等も含む社会人経験が2年以上（選考年度の前年度3月31日までの経験が対象）ある者が受験可能。

免許がない場合でも、必要な免許状を選考合格後2年以内で取得できる見込みの者は、受験が可能。その場合、免許取得後に採用となる。

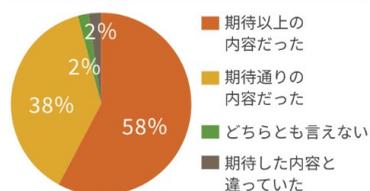
○社会人等を対象とした任用前講座

ペーパーティーチャーや他の職に就くなどで教育現場から離れていた者を対象に、任用前に学び直しができる講習を開設。採用予定者の不安を解消し、安心して着任できるようサポート。

当日の様子



当日の満足度



埼玉県におけるセカンドキャリア向け施策

○セカンドキャリア特別選考

民間企業等における本採用（正規採用）職員としての勤務経験を、選考前年度までに通算で5年以上有する者が対象。

免許がない場合でも、必要な免許状を選考合格後2年以内で取得できる見込みの者は、受験が可能。その場合、免許取得後に採用となる。

○セカンドキャリア向け教員採用説明会

他業種からの転職を考えている者や育児・介護等で離職したが教員の仕事に興味のある者を対象に説明会を実施。民間企業等での勤務経験のある現職教員によるパネルディスカッションのほか、希望者には個別相談も実施。

